

男女共同参画会議 第17回重点方針専門調査会 平成30年10月3日	資料8
---	-----

(通し番号 130)

## 「女性活躍加速のための重点方針 2018」

### Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

#### 3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

##### a) 女性活躍推進法の施行後3年の見直し

(厚生労働省説明資料)



# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要（民間事業主関係部分）

## 1 基本方針等

- ▶ 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- ▶ 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における推進計画を策定（努力義務）。

## 2 事業主行動計画等

※①～③について大企業(301人以上)：義務／中小企業(300人以下)：努力義務

### ① 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析

☞ 状況把握の基礎項目(省令で規定：必ず把握しなければならないもの)

① 女性採用比率 ② 勤続年数男女差 ③ 労働時間の状況 ④ 女性管理職比率

※必要に応じて選択項目(省令で規定)についてさらに把握・分析

### ② 状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表

(指針に即した行動計画を策定・公表(労働者への周知含む))

☞ 行動計画の必須記載事項

▶ 目標(定量的目標) ▶ 取組内容 ▶ 実施時期 ▶ 計画期間

※ 衆議院による修正により、取組実施・目標達成の努力義務が追加

### ③ 女性の活躍に関する情報公表

☞ 情報公表の項目(省令で規定)

女性の職業選択に資するよう、省令で定める情報(限定列挙)から事業主が適切と考えるものを公表

### ④ 認定制度

☞ 認定基準は、業種毎・企業規模毎の特性等に配慮し、省令で規定

### ⑤ 履行確保措置

厚生労働大臣(都道府県労働局長)による報告徴収・助言指導・勧告

## 3 その他(施行期日等)

▶ 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができる(任意)。

▶ 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。 ▶ 施行3年後の見直し。 ▶ 10年間の時限立法。

## 一 行動計画策定指針(告示)一

▶ 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。

▶ 女性の活躍のために解決すべき課題に対応する以下の項目に関する効果的取組等を規定。

▶ 各企業は、これらを参考に自社の課題解決に必要な取組を選択し、行動計画を策定。

● 女性の積極採用に関する取組

● 配置・育成・教育訓練に関する取組

● 継続就業に関する取組

● 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組

● 女性の積極登用・評価に関する取組

● 雇用形態や職種の転換に関する取組(パート等から正規雇用

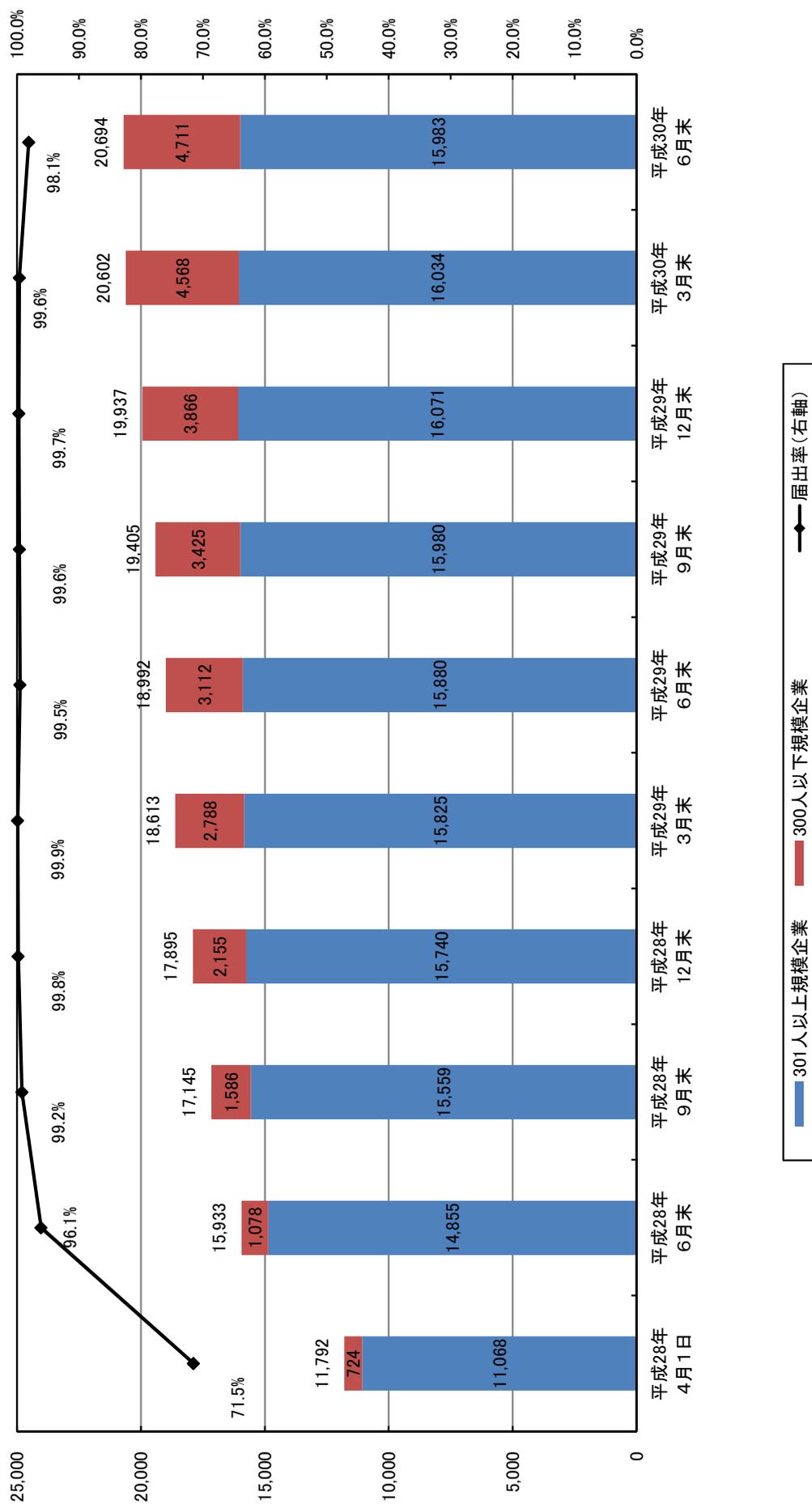
へ、一般職から総合職へ等)

● 女性の再雇用や中途採用に関する取組

● 性別役割分担意識の見直し等 職場風土改革に関する取組

# 企業規模別一般事業主行動計画の届出数及び届出率

(社)



資料出所：厚生労働省雇用環境・均等雇用機会均等課調べ  
 注)届出率は301人以上規模企業の届出率。

# 女性活躍推進法関係（閣議決定等）

## ○ 「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定）

6. 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備

(2) 多様な女性活躍の推進

(略) このため、女性の活躍に関する企業の情報の見える化を進め、一層の女性活躍に向けた企業の取組を促進する。具体的には、労働時間や男性の育児休業の取得状況、女性の管理職比率など、女性が活躍するために必要な個別の企業の情報が確実に公表されるよう、2018年度までに女性活躍推進法の情報公表制度の強化策などについての必要な制度改正を検討する。

## ○ 「女性活躍加速のための重点方針2018」（平成30年6月12日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

II あらゆる分野における女性の活躍

3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

②女性活躍推進法の施行後3年の見直し

女性活躍推進法に基づく推進計画・行動計画の策定促進と、計画策定後の次のステップとして、それぞれの計画が実効性をもって確実に取り組まれるよう、女性活躍情報の「見える化」を深化させる。

女性活躍推進法について、附則に基づく「施行後3年の見直し」に着手し、平成30年度中に結論を得る。見直しにおいては、管理職への女性の登用、多様で柔軟な働き方の導入、仕事と家庭生活との両立やキャリア形成への支援等について、数値目標設定や情報開示の拡大、取組状況に応じた企業へのインセンティブの充実等について検討する。

## ○ 「未来投資戦略2018 - 「Society 5.0」 「データ駆動型社会」 への変革-」（平成30年6月15日 閣議決定）

第二 具体的施策 II. 経済構造革新への基盤づくり [1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

2. AI時代に対応した人材育成と最適活用 2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) ダイバーシティの推進

②女性活躍の更なる拡大

・女性活躍推進法について、附則に基づく「施行後3年の見直し」に着手し、本年度中に結論を得る。見直しにおいては、管理職への女性の登用、多様で柔軟な働き方の導入、仕事と家庭生活との両立やキャリア形成への支援等について、数値目標設定や情報開示の拡大、取組状況に応じた企業へのインセンティブの充実等について検討する。

## ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」 （平成30年6月15日 閣議決定）

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくりに革命の実現と拡大

(4) 多様な人材の活躍

①女性活躍の推進

女性活躍が多様性や付加価値を生み出す原動力となるとの認識の下、女性の労働参加の障壁を取り除き、一人ひとりの女性が自らの希望に応じてその能力を最大限に発揮できる社会への変革を促進・加速するため、「女性活躍加速のための重点方針2018」を着実に実施しながら、女性の活躍状況の「見える化」が徹底されるよう、女性活躍推進法の見直しも含め、必要な制度改正を検討する。（略）